

第10回 「京都市路上喫煙等対策審議会」 議事次第

開催日	平成24年9月24日（月）
時 間	午後1時から
会 場	職員会館かもがわ 大会議室

1 開会あいさつ（文化市民局長）

2 会長・副会長の選出

3 報告案件

- (1) 平成24年2月の路上喫煙等禁止区域拡大に係る取組状況等について
- (2) 「たばこマナー向上活動団体」制度のモデル実施について（案）
- (3) その他

4 閉会あいさつ（市民生活部長）

第10回「京都市路上喫煙等対策審議会」

配布資料

配席図

- 資料1 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例・施行規則・・・P. 1
- 資料2 京都市路上喫煙等対策審議会 委員名簿・・・P. 9
- 資料3 これまでの路上喫煙対策の取組経過について・・・P. 11
- 資料4 平成24年2月の路上喫煙等禁止区域拡大に向けた周知啓発活動について・・・P. 13
- 資料5 過料処分件数について・・・P. 23
- 資料6 路上喫煙率について・・・P. 25
- 資料7 新たな喫煙場所の設置について・・・P. 27
- 資料8 「たばこマナー向上活動団体」制度のモデル実施について（案）
・・・P. 31

平成19年6月1日
条例第2号

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙等の禁止等により、路上喫煙等による身体及び財産への被害の防止並びに健康への影響の抑制を図り、もって市民及び観光旅行者その他の滞在者（以下「市民等」という。）の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上喫煙等 道路等（道路等を管理する権限を有する者が喫煙をすることができる場所として指定した場所を除く。）において、たばこを吸うこと又は火の付いたたばこを所持することをいう。ただし、道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内においてこれらの行為を行うことを除く。
- (2) 道路等 道路、公園その他の公共の場所（室内及びこれに準じる環境にあるものを除く。）をいう。

(本市の責務)

第3条 本市は、路上喫煙等の禁止等に関する施策を実施するとともに、路上喫煙等の禁止等に関する市民等及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等は、路上喫煙等をしないよう努めなければならない。

- 2 市民等及び事業者は、路上喫煙等の禁止等に関する本市の施策に協力しなければならない。

(路上喫煙等禁止区域の指定)

第5条 市長は、市民等の身体及び財産への被害を防止し、並びに市民等の健康への影響を抑制するため特に路上喫煙等を禁止する必要があると認められる区域を路上喫煙等禁止区域として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定は、期間又は時間を限って行うことができる。
- 3 市長は、路上喫煙等禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、第7条に

規定する審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、路上喫煙等禁止区域を指定したときは、これを告示するとともに、当該路上喫煙等禁止区域内の見やすい場所に、別に定めるところにより標識の設置又は標示をしなければならない。

5 路上喫煙等禁止区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生じる。
(路上喫煙等禁止区域における路上喫煙等の禁止)

第6条 何人も、路上喫煙等禁止区域において路上喫煙等をしてはならない。

(審議会)

第7条 路上喫煙等禁止区域の指定その他この条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市路上喫煙等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第8条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第10条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第11条 第6条の規定に違反した者は、2,000円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の規定は、市規則で定める日から施行する。（平成20年3月27日規則第74号で平成20年6月1日から施行）

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(路上喫煙等監視指導員)

第2条 路上喫煙等の禁止等に係る啓発活動、路上喫煙等禁止区域における指導、条例第11条に規定する過料（以下「過料」という。）の処分及び徴収（以下「過料の処分等」という。）その他の路上喫煙等の禁止等に関する事務を行わせるため、路上喫煙等監視指導員（以下「指導員」という。）を置く。

2 指導員は、市長が任命する。

3 指導員は、路上喫煙等の禁止等に関する事務を行うときは、路上喫煙等監視指導員証（第1号様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(過料の処分等に係る権限の委任)

第3条 市長は、指導員に過料の処分等に係る権限を委任する。

2 市長は、必要があると認めるときは、過料の処分等に係る事務を自ら執行する。

(標識の様式)

第4条 条例第5条第4項に規定する標識の様式は、第2号様式による。

(審議会の会長及び副会長)

第5条 京都市路上喫煙等対策審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述，説明その他の必要な協力を求めることができる。

(審議会の庶務)

第7条 審議会の庶務は、文化市民局において行う。

(審議会に関する補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(過料)

第9条 過料の額は、1,000円とする。

2 過料の処分に係る地方自治法第255条の3第1項の規定による告知及び弁明の機会の付与は、路上喫煙等に係る過料に処する旨の告知書(第3号様式)により行うものとする。

3 過料の処分の通知は、路上喫煙等に係る過料処分決定通知書(第4号様式)により行うものとする。

(補則)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年10月24日規則第47号)

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日規則第75号)

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規則第99号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

第 号	
路上喫煙等監視指導員証	
写真	所 属
	氏 名
年 月 日生	
上記の者は、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則第2条第1項に規定する路上喫煙等監視指導員であることを証明します。	
年 月 日	
京都市長 印	

第2号様式（第4条関係）



備考 たばこの図柄（火が付いていることを表す部分を除く。）は黒色，煙の図柄は青色，文字及び地は白色，その他の部分は赤色とする。

第3号様式（第9条関係）

路上喫煙等に係る過料に処する旨の告知書

様	路上喫煙等監視指導員 ⑨
住所	告知の年月日 年 月 日
電話 —	

あなたは、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例第6条に違反して、路上喫煙等禁止区域において路上喫煙等を行ったので、同条例第11条及び京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則第9条第1項の規定により金1,000円の過料に処せられることとなります。	
違反行為の日時	年 月 日 時 分
違反行為の場所	京都市 区
この処分に先立ち、地方自治法第255条の3第1項の規定により、次のとおり弁明の機会を付与します。	
弁明の方法	弁明を記載した書面の提出
提出先	
提出期限	年 月 日

注1 あなたに代わって、弁明の手続に関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。この場合は、委任状の写しを提出してください。また、代理人がその資格を失った場合も、その旨を書面で届け出てください。

2 期限までに弁明書の提出がない場合は、弁明の機会を失います。

第4号様式（第9条関係）

路上喫煙等に係る過料処分決定通知書

様	路上喫煙等監視指導員 ㊟
住所	通知の年月日 年 月 日
電話 ー	

あなたは、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例第6条に違反して、路上喫煙等禁止区域において路上喫煙等を行ったので、同条例第11条及び京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則第9条第1項の規定により金1,000円の過料に処します。

違反行為の日時	年 月 日 時 分
違反行為の場所	京都市 区

備考1 この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

2 第3条第2項の規定により市長が自ら事務を行う場合は、この様式中「路上喫煙等監視指導員 ㊟」とあるのは、「京都市長 ㊟」とする。

京都市路上喫煙等対策審議会 委員名簿

(敬称略)

	氏 名	役 職 等
委員	いけがき かおり 池垣 加織	市民公募委員
〃	うつ かつみ 宇津 克美	京都商店連盟会長
〃	ながい そのこ 長井 苑子	財団法人京都健康管理研究会中央診療所所長
〃	なりた ひでき 成田 秀樹	京都産業大学法学部教授
〃	ひこそう ひろし 彦惣 弘	弁護士
〃	ふじもと しゅうぞう 藤本 周三	市民公募委員
〃	まつしま きよこ 松島 季代子	京都市PTA連絡協議会常任理事
〃	むらい のぶお 村井 信夫	京都市市政協力委員連絡協議会代表者会議代表幹事

これまでの路上喫煙対策の取組経過について

19年 6月 1日	「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」を施行
19年 7月 1日	(路上喫煙等監視指導員を採用)
19年 8月 10日	諮問1 「路上喫煙等禁止区域の指定について」
19年 9月 19日	答申1 「路上喫煙等禁止区域の指定について」
19年 11月 1日	「市内中心部10路線」(約7.1km)を「路上喫煙等禁止区域」に指定
20年 2月 19日	諮問2 「過料の金額及び徴収開始時期について」 答申2 「過料の金額及び徴収開始時期について」
20年 6月 1日	過料1千円の徴収を開始
21年 11月 2日	諮問3-1 「新たな路上喫煙等禁止区域の指定について」
22年 4月 6日	答申3-1 「新たな路上喫煙等禁止区域の指定について」
22年 7月 1日	「市内中心部10路線」を「御池通, 河原町通, 四条通及び烏丸通で囲まれた地域」に拡大(約9.4km・計16.5km) (路上喫煙等防止啓発推進員を任命)
23年 4月 1日	(路上喫煙等監視指導員を増員)
23年 6月 9日	答申3-2 「新たな路上喫煙等禁止区域の指定について」
24年 2月 1日	「京都駅地域」及び「清水・祇園地域」を「路上喫煙等禁止区域」に指定(約10.9km・計27.4km)

平成24年2月の路上喫煙等禁止区域拡大に向けた周知啓発活動について

1 観光旅行者等が利用する施設への周知（23年7月～）

啓発ポスターの掲出，啓発チラシの配布，従業員・顧客等への周知など

- ① 鉄道会社，タクシー会社及び個人タクシー団体，路線バス会社
- ② ホテル，旅館
- ③ 商店会，百貨店，大型小売店舗
- ④ 旅行業者，観光案内所

2 観光雑誌等への掲載

① 観光雑誌

JTB「秋限定の京都」，「るるぶ京都・奈良 '12」，季刊「KYOTO」，まっぷるマガジン「京都へでかけよう」（23年8月），LEAF MOOK「居心地のいい京都」（9月），月刊「京都」（24年2月）

② 観光パンフレット等

「祇園祭宵有料観覧席配布パンフレット」，「祇園祭宵山・巡行ガイド」（23年7月），「鴨川納涼うちわ」（8月），「P-side」（10月），「都をどりリーフレット（英語）」（平成24年1月），「清水寺門前ガイド&イラストマップ」（2月），「地下鉄ポケット時刻表」，「花灯路チラシ」（3月），「京都さくらよさこいパンフレット」（4月）

③ ホームページ

京都市情報館，京都市観光協会，京都府観光連盟，JR東海

3 啓発事業

① 路上喫煙等監視指導員による巡回啓発

② 各区ふれあいまつり（23年7月～11月），

成人の日記念式典（24年1月）

四都市（京都・大阪・堺・神戸）合同啓発（1月20日），出発式（2月1日）



四都市（京都・大阪・堺・神戸）合同啓発



出発式

4 過料徴収を開始するに当たっての周知

- ① 立看板（24年1月～）
禁止区域を拡大するに当たりデザインを新しくして設置
- ② 懸垂幕（1月）
京都タワー南側壁面
- ③ ステッカー（2月～）
- ④ 観光案内サイン（3月～）
「観光案内標識アップグレード指針」に基づいて設置された新しい案内サインに、路上喫煙等禁止区域と喫煙場所を標示。
- ⑤ 京都駅（2月～）
京都駅改札口やホームの発着案内板等での電光掲示、駅構内でのアナウンス、まつり時計広場等でのポスターの掲示

5 啓発物の作成

- ① ポスター
 - ・ 平成23年7月 B3 15,000枚
 - ・ 平成24年2月 B1 50枚, B2 200枚, B3 2,500枚
- ② チラシ
 - ・ 平成23年7月 A4 50,000枚
 - ・ 平成24年2月 A4 20,000枚
- ③ その他
うちわ・ポケットティッシュ

6 市広報媒体

- ① ラジオ
FM京都 CM, KBS京都 CM（1月25日～2月7日）
KBS京都「ちょこっと情報☆きょうと」（1月29日）
- ② テレビ
KBS京都 CM（1月25日～2月5日）
KBS京都「ぼじポジたまご」（6月30日, 1月25日）
- ③ 市政広報板（7月, 12月）
- ④ 市民しんぶん（7月1日号, 1月1日号）
- ⑤ 市バス・地下鉄
京都市民ニュース（7月号, 1月号）, 沿線だより（7月号, 8月号, 3月号, 5月号, 6月号）, 明日も走る（1月号）, 車内広告（1月30日から2月5日）
- ⑥ 電光文字表示（2月）
京都市庁舎, 京都駅前

1 LEAF MOOK「居心地のいい京都」

 路上喫煙は大変危険です。
京都での路上喫煙は御遠慮ください。

平成24年2月1日から
京都駅、清水・祇園でも
過料を徴収します。



 京都駅周辺
 清水・祇園周辺
 京都中心部

上記の区域で路上喫煙をすると、1千円の過料が課せられます。
条例により駅前管内全域で路上喫煙をしないよう働きかける取組を続けています。
地図はマップアプリを使って、目的地を把握してください。

路上喫煙とは、駅前や公園などの賑わいの多い場所での喫煙を指すこと、火のついたタバコを投げついたりすることを含みます。ただし、喫煙場所での喫煙は禁止です。 京都市

Q.15 京都の タバコ事情って？

A.

御池通～四馬通、河原町通～烏丸通で囲まれた区域(P118・119)は「路上喫煙等禁止区域(違反者には過料1千円)」です。平成24年2月から京都駅、清水・祇園地域も禁止区域になります。この区域以外でも路上喫煙はやめましょう！

2 清水寺門前ガイド&イラストマップ

路上喫煙は大変危険です。
京都での路上喫煙は御遠慮ください。

清水・祇園地域

■ 拡大区域
■ 現在の区域

平成24年2月1日から
清水・祇園地域で、路上喫煙をすると
1千円の過料が科されます。

「路上喫煙」とは、道路や公園などの屋外の公共の場所でたばこを吸うこと、火のついたたばこを持つことを指します。ただし、喫煙場所での喫煙を除きます。

京都市

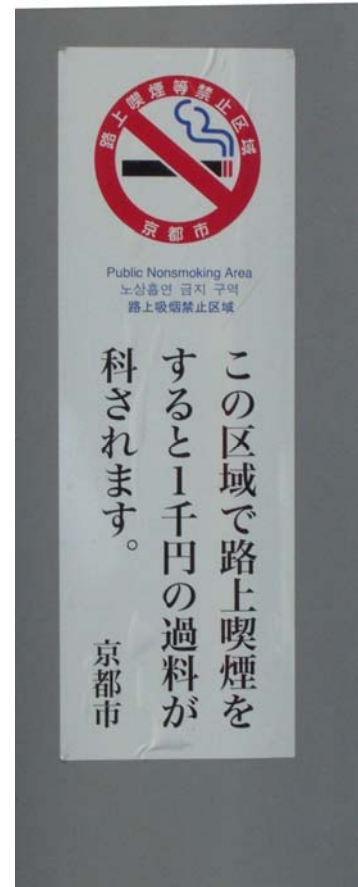
3 立看板



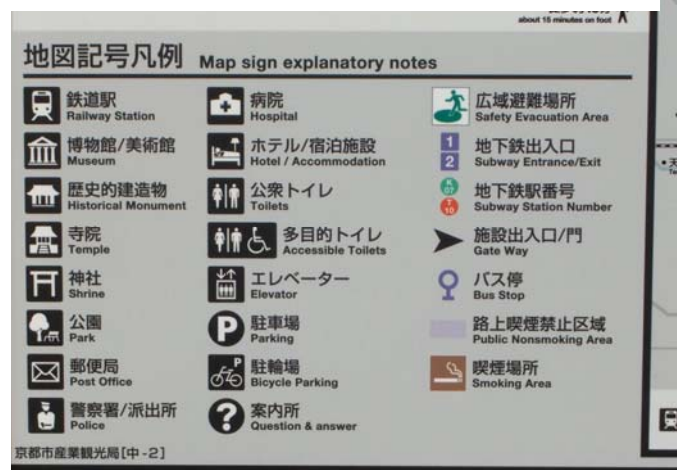
4 懸垂幕



5 ステッカー



6 観光案内サイン



7 京都駅ホーム電光掲示



8 京都駅北口広場看板



9 ポスター(23年7月)

「誰もが安心・安全で気持ち良く暮らせるまちの実現」に向けて
路上喫煙は大変危険です。京都での路上喫煙は御遠慮ください。 

平成24年
2月1日から 京都駅、清水・祇園でも過料を徴収します。

京都駅
地域



清水
祇園
地域



現在の禁止区域



上記の区域で路上喫煙をすると、1千円の過料が科されます。
 条例により京都市内全域で路上喫煙をしないよう努力する義務を課しています。
 喫煙はマナーを守って、決められた場所で行いましょう。

「路上喫煙」とは、道路や公園などの屋外の公共の場所ではたきこぼすこと、火のついたたばこを持つことを指します。ただし、喫煙場所での喫煙を除きます。

京都市 発行：文化市民課市民生活及暮らし、安全推進課
 〒600-8501 京都府京都市中京区錦町 電話：075-741-7111（7月1日～7月15日）

10 ポスター(24年2月)

平成24年2月1日から
京都駅、
清水・祇園でも
過料を徴収します。

 路上喫煙は大変危険です。
 京都での路上喫煙は御遠慮ください。

京都駅
地域



清水
祇園
地域



現在の禁止区域



上記の区域で路上喫煙をすると、1千円の過料を徴収します。
 また、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例により市内全域で路上喫煙をしないよう努力する義務を課しています。
 喫煙はマナーを守って、決められた場所で行いましょう。

「路上喫煙」とは、道路や公園などの屋外の公共の場所ではたきこぼすこと、火のついたたばこを持つことを指します。ただし、喫煙場所での喫煙を除きます。

京都市 発行：文化市民課市民生活及暮らし、安全推進課
 〒600-8501 京都府京都市中京区錦町 電話：075-741-7111（7月1日～7月15日）

1 1 市民しんぶん（平成23年7月1日号）

3 平成23年7月1日 第831号 市民しんぶん

24年2月1日～ 路上喫煙等禁止区域を拡大

【問合せ】くらし安全推進課
FAX ☎ 213-366-1366
☎ 55599

19年11月の「禁止区域」指定以来、路上喫煙者の割合は大幅に減少しているんだって！
路上喫煙がいけないという認識が定着してきているんだね。



京都市
路上喫煙等禁止区域
1000円徴収開始

京都駅、清水・祇園周辺の路上でも罰則として1000円徴収開始

平成23年2月1日から、一層の喫煙マナー向上を図るため、路上喫煙等禁止区域を拡大。京都駅周辺や清水・祇園周辺を新たに禁止区域とします。

市では現在、御池・河原町・四条・烏丸通に囲まれた区域などを禁止区域に指定し、違反者からは罰則として千円の過料を徴収してまいりました。今回は、観光客など国内外から訪れる方に対しても、市内では路上喫煙をしてはいけないと認識してもらえよう、禁止区域を拡大するものです。

今後、たばこを吸う人も吸わない人も、共に安心・安全で気持ちよく暮らせるまちの実現に向けて、皆さんのご理解・ご協力をお願いします。



京都駅周辺



清水・祇園周辺

1 2 市民しんぶん（平成24年1月1日号）

市民しんぶん 第837号 平成24年1月1日 2

2/1～ 京都駅周辺、清水・祇園地域も禁止区域に

歩行者の安全確保と喫煙マナーの一層の向上を図るため、2月1日（水）から、路上喫煙等禁止区域を拡大。現在の御池・河原町・四条・烏丸通に囲まれた区域などに加え、「路上喫煙はいけない」とより多くの市民や観光客に認識してもらえよう、京都駅周辺や清水・祇園地域を、違反者から罰則として1000円の過料を徴収する禁止区域に指定します。

たばこを吸う人も吸わない人も、共に安心・安全に暮らせるまちづくりの促進に、ご理解・ご協力をお願いします。

【問合せ】くらし安全推進課 ☎ 222-3193 FAX213-5539



路上喫煙
はやめましょう



京都駅周辺



清水・祇園地域

Q 「路上喫煙等」って？
A 道路や公園など屋外の公共の場所ではたばこを吸うこと・火のついたたばこを持つことです。歩きながらたばこだけでなく、立ち止まっているときや自転車に乗っているときも含まれます。

Q なぜ路上喫煙はいけないの？
A 屋外の公共の場所では、注意していても周りの人の体や衣服などにたばこの火が当たってしまうことがあります。また、たばこを持つ手は、子どもの顔の高さに位置するため、子どもにとっても大変危険です。

Q 禁止区域以外では吸ってもいいの？
A 市では条例で、市内全域で路上喫煙等をしないよう努力する義務を課しています。そして、その中でも特に必要がある区域を路上喫煙等を禁止する区域に指定しています。

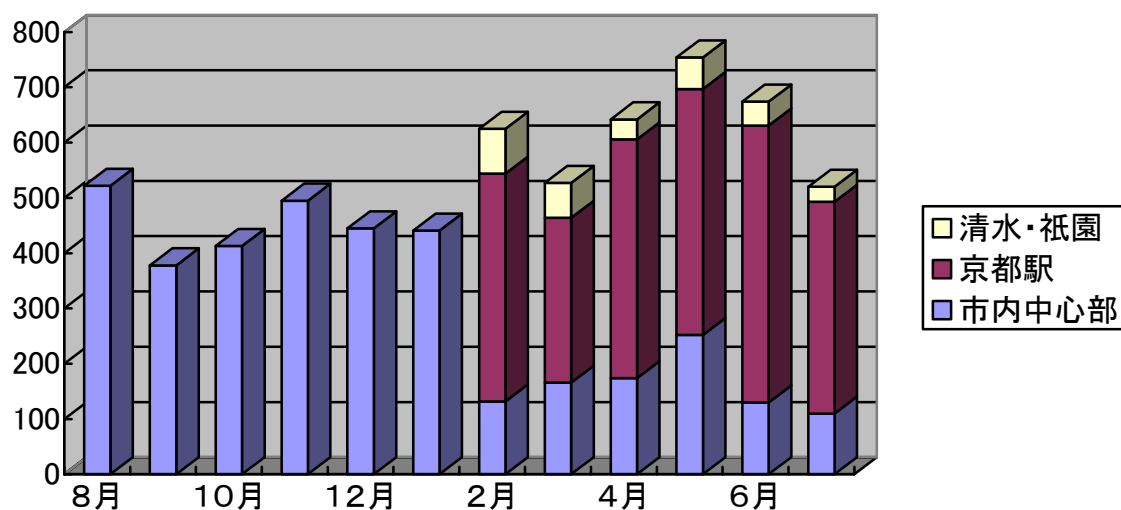
Q 禁止区域で違反するとどうなるの？
A 監視指導員が巡回して違反者を注意・指導し、罰則として1000円の過料を徴収します。



指導員巡回の様子▶

過料処分件数について

「京都駅地域」と「清水・祇園地域」を禁止区域に指定した後6カ月（平成24年2月～7月）の件数は、指定前半年間（平成23年8月～平成24年1月）の約1.4倍に増えている。



	総数	市内中心部	京都駅地域	清水・祇園地域
平成23年 8月	522	522		
平成23年 9月	378	378		
平成23年10月	413	413		
平成23年11月	495	495		
平成23年12月	445	445		
平成24年 1月	441	441		
(参考)				
平成23年 8月 ～平成24年 1月	2,694	2,694		
平成24年 2月	625	132	412	81
平成24年 3月	527	166	298	63
平成24年 4月	642	174	432	36
平成24年 5月	754	252	445	57
平成24年 6月	674	130	501	43
平成24年 7月	520	110	383	27
(小計)				
平成24年 2月 ～7月	3,742	964 (26%)	2,471 (66%)	307 (8%)

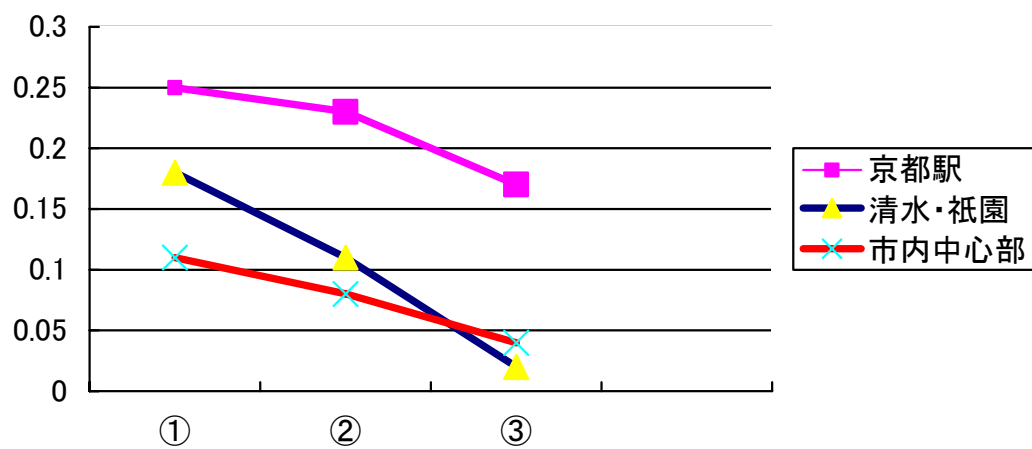
路上喫煙率について

※ 路上喫煙率

1時間当たりの通行者に占める喫煙者の割合

平成24年7月の調査では、路上喫煙率が、「京都駅地域」では1年前の約7割に、「清水・祇園地域」では約1割と大きく減少している。

「市内中心部」でも、引き続き、減少傾向にある。



〔路上喫煙率〕	京都駅地域 (6)	清水・祇園地域 (5)	市内中心部 (16)
① 平成23年7月 禁止区域告示直後	0.25%	0.18%	0.11%
② 平成24年2月 禁止区域拡大直後	0.23%	0.11%	0.08%
③ 平成24年7月 禁止区域拡大6カ月	0.17%	0.02%	0.04%

※ ()内は、調査箇所数。

新たな喫煙場所の設置について

平成24年2月1日の路上喫煙等禁止区域の指定にあたり、新たな喫煙場所として、「清水・祇園」地域の「清水坂観光駐車場」(2箇所)、「京都駅」地域の「京都駅北口広場」及び「東塩小路公園」の合計4箇所設置しました。

1 京都市清水坂観光駐車場

- ① 設置場所 京都市東山区清水四丁目161番地5
京都市清水坂観光駐車場
- ② 供用開始日 平成24年1月21日(土)
- ③ 概要
- ・北側緑地帯に設置
メッセージボード大型灰皿1台
 - ・乗務員休憩室の一部を改修して設置
大きさ：(屋内部分) 約13㎡,
(屋外部分) 約4㎡
- 中型灰皿5台



喫煙室

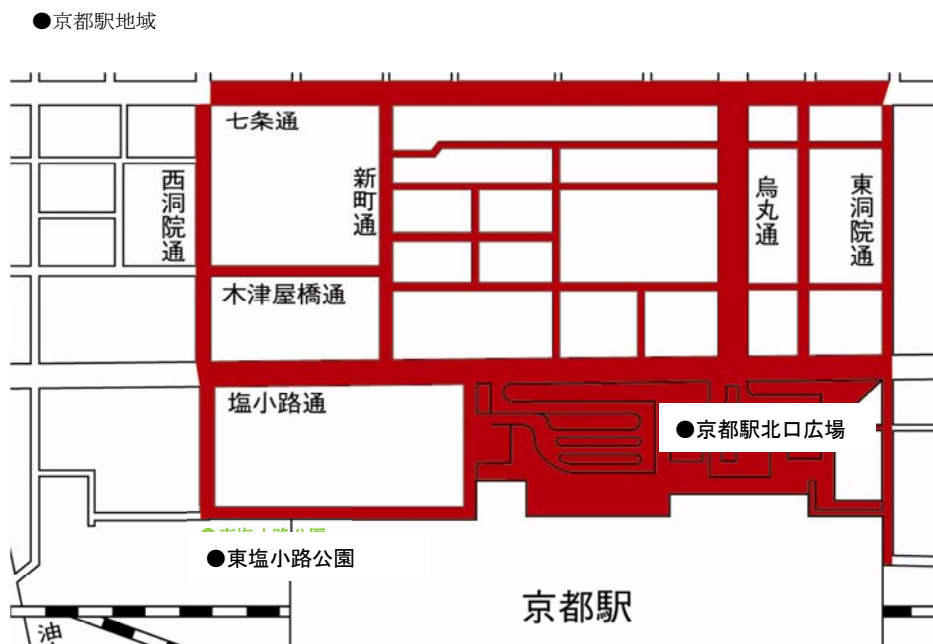


2 京都駅北口広場

- ① 設置場所 京都市下京区東塩小路町
京都駅北口広場
- ② 供用開始日 平成24年2月1日（水）
- ③ 概 要 条例周知メッセージボード付大型灰皿3台
太陽光パネル付

3 東塩小路公園

- ① 場 所 京都市下京区東塩小路町
東塩小路公園
- ② 供用開始日 平成24年2月1日（水）
- ③ 概 要 条例周知メッセージボード付大型灰皿2台





(参考)

1 四条木屋町「SMOKING AREA」

- ① 場 所 京都市下京区西木屋町通四条上る
- ② 供用開始日 平成20年5月30日(水)
- ③ 概 要 条例周知メッセージボード付大型灰皿3台

2 新京極公園「マナースポット」

- ① 場 所 京都市中京区新京極東裏通蛸薬師下ル
裏寺町538-9外 新京極公園
- ② 供用開始日 平成23年6月6日(水)
- ③ 概 要 条例周知メッセージボード付大型灰皿3台

「たばこマナー向上活動団体」制度のモデル実施について（案）

京都市では、平成19年6月に「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」を制定し、市民等の皆様の安心、安全で健康的な生活の確保を図るため、路上喫煙の防止に努めています。

このたび、「路上喫煙はいけない。」との認識を広げていくため、市民や事業者のみなさんによる喫煙マナーの向上を図るための自主的な地域活動を支援・協働する、「たばこマナー向上活動団体」制度を新たに創設し、本年度からモデル実施に取り組むこととしました。

1 事業の目的

市民等や事業者が自主的に喫煙マナーの向上に取り組む活動に対して、京都市が支援する『たばこマナー向上活動団体』制度』を新たに創設し、市民等が「市内全域で路上喫煙等はいけない。」との認識を共有して喫煙マナーの向上を図る。

2 事業の実施主体

市民等及び事業者の団体で、主な活動区域内を挙げて喫煙マナーの向上に取り組む団体

3 活動団体の活動区域

- ① 路上喫煙による迷惑や危険の度合いが大きい地域であること
- ② 通行者、利用者が多い区域であること
- ③ 区域が明確であること
- ④ 活動団体が所在又は頻繁に利用する区域であること
- ⑤ 活動団体の活動に対して、当該区域の市民・事業者の理解及び協力が得られること

4 活動団体の活動内容

- ① 日常的な街頭啓発，イベント
- ② ポスター掲示，リーフレット・啓発物品の配布
- ③ 活動区域である旨の掲示
- ④ その他たばこマナーの向上に資する活動

5 京都市の支援

- ① **人的支援** 指導員，啓発推進員のイベントへの派遣
- ② **物的支援** 1団体あたり年間30万円（上限）相当の物品
 チラシ，のぼり，ポスター，横断幕，ポケットティッシュ，
 腕章，たすき，ステッカー，看板，その他活動団体が要望する啓
 発物品
 喫煙場所の設置 ⇨維持管理経費は活動団体の負担になります
- ③ **その他** 活動団体への事前研修の実施

6 モデル実施による支援期間

平成24年度・平成25年度

7 今後のスケジュール

平成24年10月頃 モデル活動団体決定
 モデル事業開始（～平成25年度）
 平成26年度 本格実施（予定）